

傍聴要領

(審議会等の名称) 第5回大分県地震被害想定の見直し等に関する有識者会議

1 傍聴する場合の手続き

(1) 傍聴を希望の方は、8月6日(木)17時までに下記のフォームより申し込み下さい。

<https://ttzk.graffer.jp/pref-oita/smart-apply/surveys/8996639692788485774>

(2) 現地での傍聴可否については8月6日にメールさせていただきます。

現地での傍聴希望多数の場合は希望に添えないことがあります。

2 会議の秩序の維持

(1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従って下さい。

(2) 傍聴者が、会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なお、これに従わないときは退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守って下さい。

(1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。

(2) はち巻き、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用したり、張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。

(3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。

(4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会等の長の許可を得た場合は、この限りではありません。

(5) 会議中は携帯電話の電源を切るかマナーモードに設定し、室内での通話をご遠慮下さい。

(5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。